

経営会議の内容

件 名	消防団員の報酬等の見直しについて
所 管 部	消防本部
日時・場所	令和3年11月19日（金）9：25 ～ 10：00 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境施設農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、警防課長、人財課長
提 出 理 由	消防団員の報酬等の基準の策定等に関する消防庁長官通知に基づき、消防団員の報酬等を見直すとともに、必要な条例改正を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・現状、出勤手当は費用弁償として1回ごとに支給していることに対し、今回、新たに創設する出勤報酬では1日を基本的な単位とした理由は何か。 （所管部）費用弁償については実費の支給を主な目的とするところであり、1回ごとの支給とした。出勤報酬については、地方自治法において非常勤職員に対する報酬は日額報酬を原則としていることも踏まえ、1日を単位とした。 ・座間市の年額報酬は他の自治体より比較的多いが、消防団員の減少が抑えられた等の効果が出ているのか。 （所管部）他の自治体でも消防団員の確保には苦勞しているようであり、定員を満たしているところは少ないと思われる。座間市も充足していない状況である。 ・報酬の増額以外に、消防団員減少を防ぐ方策は検討しているか。 （所管部）国において、報酬の増額以外に、負担軽減につながる訓練の在り方の見直し等、処遇の改善につながる方策を検討しており、その結果を踏まえながら本市においても検討していきたい。 ・消防庁が定めた「非常勤消防団員の報酬等の基準」において出勤報酬の標準額を1日あたり8,000円とした理由は何か。 （所管部）予備自衛官の訓練召集手当や最低賃金の全国平均額との均衡を考慮したとのことである。 ・消防団員の減少は全国的な課題ではあるものの、報酬増額による財政への影響の大きさは、各自治体の財政力に応じて変わってくると思われる。国や県からの補助はあるのか。 （所管部）地方交付税措置の対象となっている。 ・改正後の条例で出勤報酬を規定している部分において、「水火災の発生による出勤」とあるが、地震による災害は含まれるのか。 （所管部）含まれる。 ・地震による災害も含むのであれば、「水火災等」や「災害」との表記が適切ではないか。 （所管部）現状、「水火災」と表記していることから改正後の条例においても同様としたところだが、指摘を踏まえ、再度、検討する。

	・本市において女性の消防団員はどの程度いるか。また、女性の消防団員を確保する必要性についてはどのように考えているか。 （所管部）現在、女性の消防団員は８名である。消防団員確保のためには、女性の参加も重要と考えている。自身のボランティア精神に基づいて消防団員に参加していることも多いと思うが、性別や年齢に関係なく団員となってもらえるような方策を検討していきたい。 ・報酬は、直接個人に支払われるのか。 （所管部）各個人の銀行口座等に直接振り込むようになっている。 ・災害時の初期の段階では消防団の役割が特に重要と思う。報酬の見直し以外にも、消防団員の確保に向けて、これまでとは異なる視点から様々な方策を検討してもらいたい。 ・報酬が増額することのみでなく、市として消防団員の確保に力を入れていることも広く周知するようにして、消防団員数の増加につなげてもらいたい。 ・消防団員数が２００人を切るようなことがあれば大きな問題であると思う。団員の年齢制限はあるのか。 （所管部）１８歳以上であり、上限はない。 ・年齢の上限はないとのことだが、現状の団員は１０歳代から６０歳代までとなっている。今後、団員の役割の細分化等により高齢の方も団員として活躍できるようにする仕組みの検討が必要かもしれない。
会議結果	案のとおり、進めていく。